

# 茨城工業高等専門学校学生健康センター規則

〔平成14年4月1日  
制 定〕

(設置)

**第1条** 茨城工業高等専門学校に、学生健康センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

**第2条** センターは、学生の心身の健康維持及び向上を図るとともに、健全な学生生活のための援助を行うことを目的とする。

(業務)

**第3条** センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の定期健康診断、応急処置等学生の健康に関すること。
- (2) 学生の心身上の諸問題に関する相談及び助言に関すること。
- (3) 学生生活上の諸問題に関する相談及び助言に関すること。
- (4) 学生の保健教育に関すること。
- (5) 保健室及び学生相談室の管理運営に関すること。
- (6) その他学生の心身の健康に関し必要と認められること。

(組織)

**第4条** センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 看護師
- (4) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる職員は、校長が任命する。

3 センターに、専門のカウンセラーを置くものとする。

(任期)

**第5条** 前条第1項各号に掲げる職員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の職員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長等)

**第6条** センター長は、センターの業務を掌理する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 第4条第1項第3号及び第4号の職員は、センターの業務を処理する。

(事務)

**第7条** センターの事務は、学生課において処理する。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校学生相談室規則（昭和57年4月1日制定）は、廃止する。

**附 則**

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校学生健康センター会議規則（平成14年4月1日制定）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成28年6月9日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。